

令和7年度大鰐町空き店舗等活用創業支援事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、雇用の創出及び地域の活性化を図るとともに、町内における空き店舗等の解消に資することを目的として、空き店舗等において事業を開始する者に対し、令和7年度予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、大鰐町補助金等の交付に関する規則(昭和49年大鰐町規則第9号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、空き店舗等とは、別表1に掲げる要件を全て満たす空き店舗、空き事務所又は空き家とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす個人又は法人とする。

- (1) 事業に必要な資格や許認可等を取得している又は取得する見込みがあること。
- (2) 事業を開始しようとする空き店舗等において、2年以上継続して営業する意思を有すること。
- (3) 営業日が通年又は週4日以上であり、かつ、営業時間が1日5時間以上であること。
- (4) 別表2第1号又は第2号に該当する場合、営業開始の日から2年以上本町に住所又は本店を有することが見込まれること。
- (5) 空き店舗等の所有者と補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)との関係が同一世帯又は生計を一にする者若しくは2親等以内の親族でないこと。
- (6) 空き店舗等の所有者と同一の法人等に属する者でないこと。

(7) 既に町内の店舗に出店している申請者が空き店舗等に出店するに当たり、町内の当該店舗が空き店舗とならないこと。

(8) 本町以外の市町村を含む市町村民税（法人等においては、法人等及びその代表者に係る市町村税）を滞納していないこと。

(9) 国、県が実施する同様の制度による補助金、助成金等を受けていないこと。

(10) 大鰐町暴力団排除条例（平成23年大鰐町条例第21号）に規定する暴力団員等でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域内において、前条に規定する者が空き店舗等を借り上げて実施する小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業その他町長が特に認める事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する事業

(2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業

(3) その他町長が不相当と認める事業

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 外装・内装工事費、設備（水道、電気、ガス、空調）工事費、附帯工事費及び設計費

(2) 補助対象者が自ら空き店舗等の改修を行う場合の資材等の購入費

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は別表2に掲げる補助金の上限額の

いずれか低い額以内とする。

(交付申請)

第6条 申請者は、令和7年度大鰐町空き店舗等活用創業支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 申請者が個人である場合は住民票の写し、申請者が法人である場合には法人の登記事項証明書

(3) 市町村民税(法人等にあつては、法人等及びその代表者に係る市町村民税)に滞納がないことを証する書類

(4) 空き店舗等の位置図等及び現況写真

(5) 改修等に係る図面及び見積書の写し等経費の内訳が分かる書類

(6) 空き店舗等が賃貸である場合は賃貸借契約書の写し、売買である場合は土地及び建物の登記事項証明書

(7) 誓約書(様式第3号)

(8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地確認調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金を交付することを決定した場合には、令和7年度大鰐町空き店舗等活用創業支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助金を交付しないことを決定した場合には、令和7年度大鰐町空き店舗等活用創業支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、交付決定後の補助金の増額は認めないものとする。ただし、予算の都合上、補助金の交付額の上限に満たない場合又は満額に満たない条件で交付決定がされ、後に上限での交付が可能である場合には、予算の範囲内で増額することができる。

(申請の取下げ及び期日)

第8条 申請者が、事情により第6条の規定による申請を取

下げしようとするときは、交付決定した日から起算して原則 20 日以内に令和 7 年度大鰐町空き店舗等活用創業支援事業補助金申請取下書（様式第 6 号）を提出しなければならない。

（変更等の承認）

第 9 条 第 7 条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、工事の内容を変更又は中止しようとするときは、令和 7 年度大鰐町空き店舗等活用創業支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 7 号）に必要書類等を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の変更交付の可否を決定し、令和 7 年度大鰐町空き店舗等活用創業支援事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第 8 号）により通知する。

3 変更を承認しない場合については、第 7 条の規定を準用する。

（実績報告）

第 10 条 交付決定者は、空き店舗等の整備を完了したときは、令和 7 年度大鰐町空き店舗等活用創業支援事業補助金実績報告書（様式第 9 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）事業実績明細書（様式第 10 号）

（2）改修等に要した経費の領収書の写し

（3）改修内容が分かる写真（着工前、施工中、完成後）

（4）営業を開始したことを証明できる書類等の写し

（5）別表 2 第 2 号に該当するもので、申請者が個人である場合は住民票の写し、法人である場合は法人の登記事項証明書

（6）その他町長が必要と認めるもの

2 前項の実績報告書は、空き店舗等の整備が完了した日から 30 日以内又は令和 8 年 3 月 31 日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 11 条 町長は前条の規定による実績報告があったときは、速やかにその内容を審査した上で補助金の交付額を確定し、令和 7 年度大鰐町空き店舗等活用創業支援事業補助金交付額確定通知書（様式第 11 号）により交付決定者に通知するものとする。

2 町長は前条の規定による実績報告について、現地確認調査等を行うとともに、必要があると認めるときは、交付決定者に報告を求めることができるものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 補助金の請求は、前条第 1 項の規定により補助金の確定通知を受けた後、30 日以内に令和 7 年度大鰐町空き店舗等活用創業支援事業補助金請求書（様式第 12 号）を提出し行うものとする。

（決定の取消し等）

第 13 条 町長は、交付決定者が補助金の交付決定の内容又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は、交付決定者に対し、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合、直ちに当該補助金を返還しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、返還する金額の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条 関係)

種類	共通要件	個別要件
1 空き店舗 又は空き事 務所	<p>(1) 町内において、 1 か月以上使用さ れていないこと。</p> <p>(2) 店舗兼住宅の 場合、店舗部分と住 居部分が明確に独 立し、かつ、店舗部 分専用の独立した 出入口を有するこ と。</p>	<p>(1) 過去に事業の 用に供されていた こと。</p> <p>(2) 大規模小売店 舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定 する大規模小売店 舗内の物件でない こと。</p>
2 空き家	<p>(3) 売買契約又は 賃貸借契約による こと。</p>	<p>過去に住居の用に 供されていたこと。</p>

別表 2 (第 3 条 関係)

申請者区分	上限の額
(1) 令和 4 年 10 月 1 日以降に本町に 転入した個人又は本町に本店を移転 した法人	1,000 千円
(2) 現在町外に住所を有している個 人又は本店を有している法人で、第 9 条第 2 項に規定する実績報告書の 提出期限までに本町に転入又は本店 を移転する予定のもの	
(3) 上記以外のもの	500 千円

備考 補助金の額は、1,000 円未満の額を切り捨てとする。